

令和5年度 大江町国民健康保険保健事業実施計画

1 健康教育

生活習慣病予防に向け、運動習慣や食習慣の改善、禁煙、節酒、歯の健康や心の健康づくりを推進するために、個人並びに集団での指導、教育を行う。

(1) 健康づくり関係展示

健康は、栄養、運動、休養のバランスが大切であることから、それらのテーマに沿ったポスターや事業紹介の展示やパンフレットの配置を行い、町民の心身の健康づくりの支援を行う。

(2) 健康づくり教室

生活習慣病予防のため、大江町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の疾病分析に着目した対策が求められる。令和5年度は引き続き「高血圧予防」・「糖尿病予防」をテーマに日常生活の運動習慣や食習慣を見直し、生活習慣病予防が図られるように、栄養指導、運動指導を実施する。

(3) ロコモティブシンドローム（運動器症候群）及びフレイル（加齢による心身機能の低下）予防

運動器の障害による移動機能の低下、加齢による心身機能の低下、介護が必要になるリスクを軽減し、健康寿命を延ばしていくため、地域包括支援センターと連携し、ロコモティブシンドローム及びフレイルに着目した対策として、食事指導や運動指導を実施する。

(4) わくわく健康ポイントチャレンジ運動～おおえまち健康マイレージ事業～

健診や健康教室等の参加によるポイント制度を導入し、自分のための健康づくりへの意識の向上を図ると共に、商工会等との連携により制度の周知と利用率の推進を図る。

2 健康相談

健康診査結果の相談や生活習慣の改善のための相談等の機会を設け、個人毎の健康の保持・増進のための支援を行う。

毎月1回保健センターを会場に定期的健康相談日を開設し、保健師や管理栄養士による健診の事後相談や健康に関する相談を実施するほか、年3回精神保健福祉士による心の健康相談を実施する。

また、地区の公民館を会場に保健師や管理栄養士が身近な所で健康教室を実施する。

3 特定健康診査・特定保健指導

生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」が義務づけられている。40歳以上の者を対象に健診機関にて、人間ドックで特定健診・がん検診を同時受診できる体制により実施する。

また、受診率の向上対策として、節目年齢における健診料金の個人負担軽減クーポン券の発行や未受診者（特に区指定の受診日に受けなかった申込者等）への受診勧奨を電話や文書等により実施する。

特定健診受診者の結果から、メタボリックシンドロームに該当し、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の生活習慣病のリスクの高い者を対象に生活改善のための特定保健指導を総合健診センターに委託し実施する。

4 糖尿病等重症化予防

糖尿病及び慢性腎臓病の重症化予防のため、健康診査時の糖代謝検査精検該当者へ医療機関への受診勧奨及び保健指導等を実施する。

5 各種健診事業

(1) 歯周疾患検診・妊婦歯科健康診査

定期的な歯科健診受診を勧め、生涯にわたり口腔機能の維持向上を図る。

成人の節目年齢対象者の歯周疾患検診並びに妊婦歯科健康診査は無料とし、受診率向上に努める。

(2) 若年層健康診査

対象者を健診を受ける機会のない16歳以上とし、若年層からの健康に対する意識の

向上を図り、将来的な特定健診の受診率向上と病気の早期発見に努める。

6 訪問指導

個人の心身の状況や生活環境、各種健診結果や医療機関の受診状況を把握して、健康な日常生活が維持できるように指導・支援を行う。

(1) 特別保健指導

医療費の適正化事業の一環として、重複（服薬）・頻回受診者に保健師が家庭訪問し、適正受診や保健福祉サービスの利用について紹介し、外来医療費の適正化を図る。

(2) 各種健診の事後指導

特定健診やがん検診の結果において、生活習慣の改善や精密検査の必要な者を訪問し、個人指導や早期受診の勧奨を行う。

7 保健師・管理栄養士の資質向上

各種事業の制度見直しや現在のライフスタイル、町民の健康に関するニーズに適応した保健事業を展開するため、専門的な研修会等に積極的に参加し、保健師や管理栄養士等従事する職員の質の向上を図る。

(1) 各種研修での知識技術の取得

各種研修会へ参加することにより、事業の実施方法や評価のスキルアップを行うとともに他の市町村の情報を収集し、現在の事業の見直しや事業計画に活用する。

(2) 健康運動指導士・健康運動実践指導者の資質の向上

メタボリックシンドロームやロコモティブシンドロームの予防には、運動・栄養・休養等、生活習慣改善が必要である。継続的に指導・支援ができるように保健師・管理栄養士が健康運動指導士・健康運動実践指導者として資質の向上を図り、生活習慣病予防・介護予防の運動指導を実践する。

8 医療費の削減

(1) 被保険者の健康管理と医療機関の受診状況の把握に役立てるため、受診した医療機関や医療費総額をお知らせする医療費通知を年7回（年額通知1回含む）行うとともに、広報などで通知の趣旨の啓発を行う。

(2) 後発医薬品の利用率向上のため、後発医薬品と先発医薬品の差額の通知を年6回行うとともに、広報などで周知・啓発を行う。

9 体力づくり事業

町民ソフトボール大会、町縦断駅伝大会、舟唄健康マラソン大会など被保険者が数多く参加する体力づくり事業への協賛を行い、健康保持に不可欠な運動習慣の推進と啓発を行う。

10 さわやか健康づくり推進事業

温泉の効能を活用した日常的な健康づくり推進のため、町内温泉施設の利用料に対する助成を行い、健康の保持増進を推進する。

11 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

町では、高齢者支援を包括的に行うため、令和5年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでいくこととしている。具体的には、高齢者支援の事業全体を企画・調整する医療専門職（保健師等）を健康福祉課に配置し、通いの場等におけるポピュレーションアプローチや低栄養・重症化予防等のハイリスクアプローチに取り組むこととなるが、国保部門としてもこの事業に参画し、各種データの提供、事業計画の策定、事業実施への協力を行っていく。

12 疾病統計作成事業

被保険者の疾病傾向及び対策を検討するため、疾病分析を行い、各種保健事業（地区健康教室、生活習慣病予防教室など）に活用し健康づくりを推進する。

13 新型コロナウイルス等感染予防対策

前述の各種保健事業の実施においては、マスクの着用、適切な換気、こまめな手洗い、消毒、身体的距離の確保、3密（密集、密接、密閉）の回避など、新型コロナウイルス等

の感染予防対策を徹底するとともに、必要に応じて外部機関への助言・指導や協力を行い保健事業を推進する。